

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業
の人員等に関する基準の見直しについて

意見募集期間

令和元年（2019年）

11月12日（火）～12月2日（月）

お問い合わせ先：福祉部高齢福祉課

電話 046-822-9804（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、障害者、高齢者などの多様な利用者が、同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成 30 年 4 月から共生型サービスが、開始となりましたが、訪問と通所の共生型サービスは、要介護認定者のみが対象であるため、要支援認定者は利用できない状況です。

本市では、要支援認定者等も要介護認定者と同様に、訪問と通所の共生型サービスを利用できるようにするため、介護予防・日常生活支援総合事業において、要支援認定者等を対象とした共生型サービスを開始することに伴い横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準の見直しを行います。

つきましては、基準案について、市民の皆様のご意見等を募集します。

◀ 改正する基準 ▶

横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準

【 目 次 】

◆ 基準の見直し内容について	2～3
◆ 意見の提出方法	4

◆ 基準の見直し内容について

1 見直す基準

横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準

2 基準案概要

(1) 共生型介護予防訪問介護相当サービスの設定

障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、原則、共生型介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けられるものとして、基準を設定します。

要支援認定者が要介護認定者に移行した後もスムーズにサービス利用を受けることができるようにするため、共生型訪問介護を提供する事業所として指定を受けていることを要件とし、共生型訪問介護と同一の内容で基準を定めます。

(2) 共生型介護予防通所介護相当サービスの設定

障害福祉制度における生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、原則、共生型介護予防通所介護相当サービスの指定を受けられるものとして、基準を設定します。

要支援認定者が要介護認定者に移行した後もスムーズにサービス利用を受けることができるようにするため、共生型通所介護を提供する事業所として指定を受けていることを要件とし、共生型通所介護と同一の内容で基準を定めます。

3 施行日

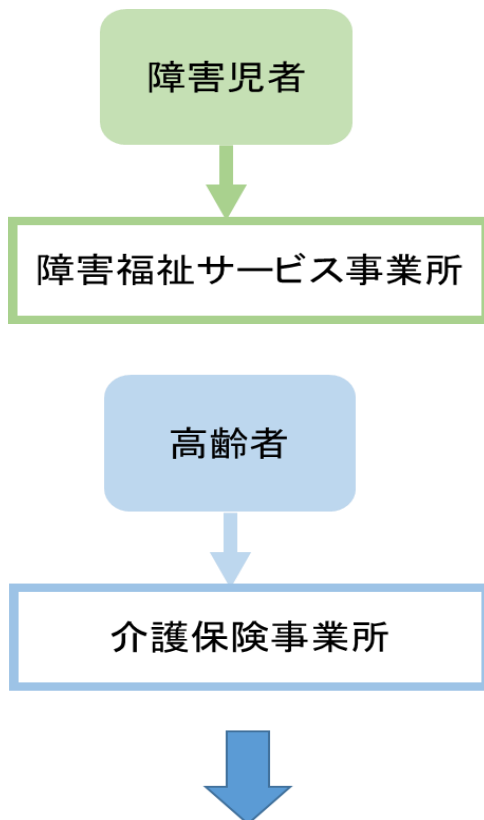
令和2年4月1日（予定）

共生型サービス(全国共通)

共生型サービスについて

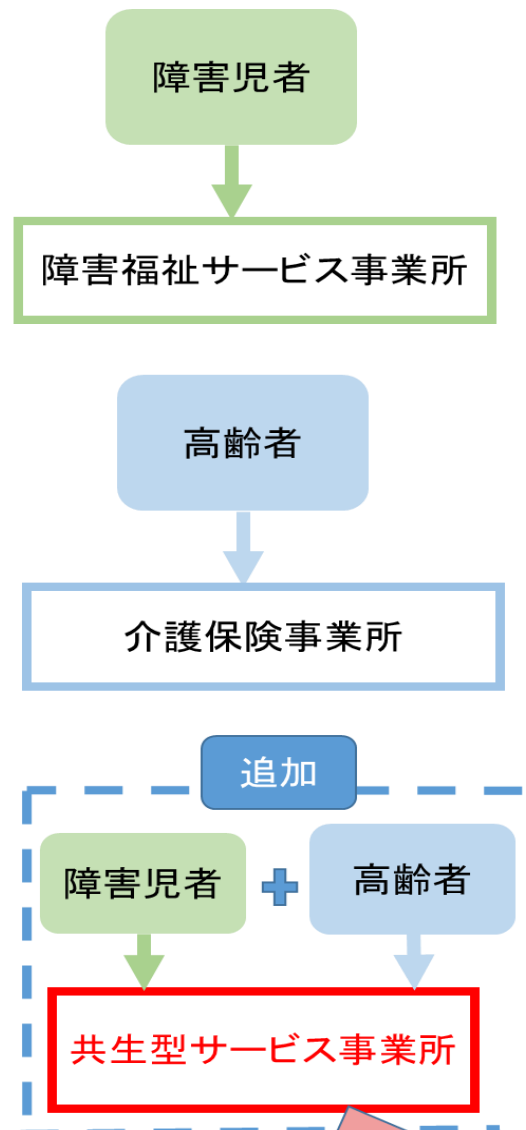
高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に共生型サービスが平成30年4月に位置付けられました。

平成30年3月まで



サービスを提供する場合、それぞれ指定基準を満たす必要がありました。

平成30年4月以降



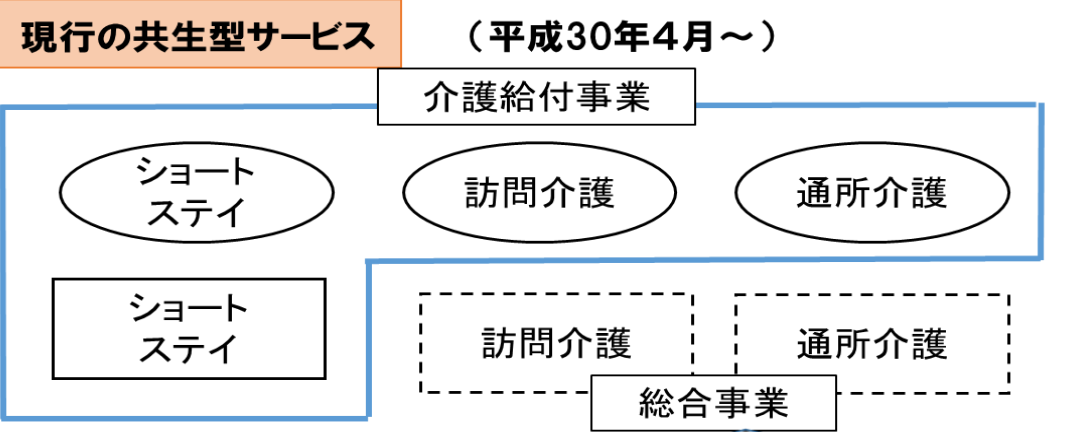
障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなる特例が設けられました。
※逆も同じとなります。

5 総合事業における共生型サービスのイメージ図

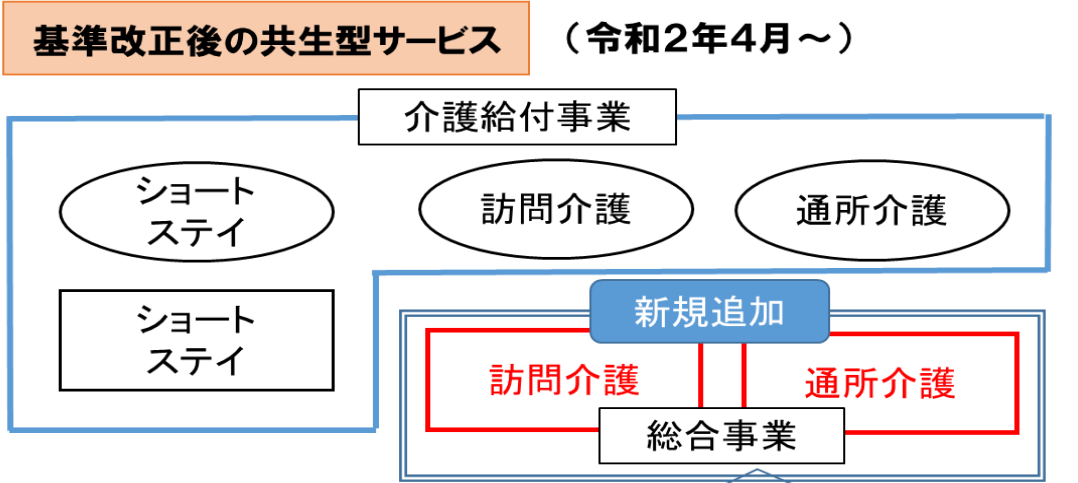
横須賀市の総合事業における共生型サービス(※)のイメージ

※障害福祉サービス事業者等が介護保険事業所としての指定を受ける形の共生型サービス

○ = 要介護認定者を対象としたサービス
 □ = 要支援認定者を対象としたサービス



要支援認定者を対象とした訪問介護・通所介護は、総合事業に移行し市町村事業となったため、国の制度設計時には位置付けられませんでした。



総合事業において、要支援認定者を対象とした訪問介護・通所介護を位置付けます。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和元年（2019年）11月12日（火）から12月2日（月）まで
- 2 あて先 福祉部高齢福祉課地域力推進係
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該パブリックコメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・ 福祉部高齢福祉課（横須賀市役所分館2階）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 福祉部高齢福祉課
 - (3) ファクシミリ
046-827-3398
 - (4) 電子メール
ew-wd@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。